

市区町村別集計項目(推進体制等)

香川県	
市区町村数	17

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
					7	13	5				17				
37	201	高松市	男女共同参画・協働推進課	1	1	1	1				0	第5次たかまつ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
37	202	丸亀市	男女共同参画室	1	1	1	1	丸亀市男女共同参画推進条例	2007年9月25日	2008年4月1日		第4次男女共同参画プランまるがめ	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
37	203	坂出市	人権課	1	2	0	1				3	第2次坂出市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1
37	204	善通寺市	人権課	1	2	1	1				0	善通寺市第2次男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2028年3月	1	1
37	205	観音寺市	人権課	1	2	1	1				0	第2次観音寺市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1
37	206	さぬき市	人権推進課	1	2	1	1	さぬき市男女共同参画推進条例	2009年6月24日	2009年6月24日		第2次さぬき市男女共同参画プラン(改訂版)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1
37	207	東かがわ市	人権推進課	1	2	0	1				0	第3次東かがわ市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
37	208	三豊市	市民環境部 人権課	1	2	1	1	三豊市男女共同参画推進条例	2016年3月29日	2016年4月1日		第4次三豊市男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
37	322	土庄町	住民環境課人権推進室	1	2	0	0				0	とのしょう男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1
37	324	小豆島町	住民生活課 男女共同参画推進室	1	2	0	1				0	小豆島町いきいきプラン~第2次男女共同参画基本計画~	2016年6月 ~ 2026年3月	1	1
37	341	三木町	人権推進課	1	2	0	0				0	三木町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
37	364	直島町	教育委員会	2	2	0	1	直島町男女共同参画推進条例	2003年3月17日	2003年4月1日		直島町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
37	386	宇多津町	教育委員会生涯学習課	2	2	0	0				0	第3次宇多津町男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
37	387	綾川町	住民生活課	1	2	0	1				0	(第2次綾川町男女共同参画プラン)	2019年4月 ~ 2029年3月	1	0
37	403	琴平町	企画防災課 人権同和室	1	2	0	1	琴平町男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年3月26日		第2次琴平町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年4月	1	1
37	404	多度津町	住民環境課	1	2	1	1				0	第3次たどつ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
37	406	まんのう町	企画政策課	1	2	0	0				0	(第3次まんのう町男女共同参画プラン)	2022年4月 ~ 2026年3月	1	0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			1								0	1	0	1	0	0	1	0
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター		760-0068	高松市松島町一丁目15番1号 たかまつミライエ6階	087-833-2282	087-833-2286	https://www.sankaku087.net/		○		○				○	
37	202	丸亀市																
37	203	坂出市																
37	204	善通寺市																
37	205	観音寺市																
37	206	さぬき市																
37	207	東かがわ市																
37	208	三豊市																
37	322	土庄町																
37	324	小豆島町																
37	341	三木町																
37	364	直島町																
37	386	宇多津町																
37	387	綾川町																
37	403	琴平町																
37	404	多度津町																
37	406	まんのう町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
1					1	1	1	1	1	1	0	0	0				
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター	1995年8月1日	6	6	3,581	○	○	○	○	○				学習研修室の運営等	
37	202	丸亀市			0	0	0										
37	203	坂出市			0	0	0										
37	204	善通寺市			0	0	0										
37	205	観音寺市			0	0	0										
37	206	さぬき市			0	0	0										
37	207	東かがわ市			0	0	0										
37	208	三豊市			0	0	0										
37	322	土庄町			0	0	0										
37	324	小豆島町			0	0	0										
37	341	三木町			0	0	0										
37	364	直島町			0	0	0										
37	386	宇多津町			0	0	0										
37	387	綾川町			0	0	0										
37	403	琴平町			0	0	0										
37	404	多度津町			0	0	0										
37	406	まんのう町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		副町村长数	うち		副町村长数	自治会長数	うち			
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)			女性副町村长数	女性比率(%)	女性自治会長数	女性比率(%)
				2		8	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	8	0	0.0	6,303	832	13.2
37	201	高松市	1997年12月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							2506	444	17.7
37	202	丸亀市	2005年12月1日	丸亀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							852	132	15.5
37	203	坂出市				1	0	0.0	1	0	0.0							326	25	7.7
37	204	善通寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							321	38	11.8
37	205	観音寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							264	8	3.0
37	206	さぬき市				1	0	0.0	1	0	0.0							365	42	11.5
37	207	東かがわ市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	13	7.2
37	208	三豊市				1	0	0.0	1	0	0.0							532	31	5.8
37	322	土庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
37	324	小豆島町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
37	341	三木町										1	0	0.0	1	0	0.0			
37	364	直島町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
37	386	宇多津町										1	0	0.0	0	0		48	4	8.3
37	387	綾川町										1	0	0.0	1	0	0.0	399	64	16.0
37	403	琴平町										1	0	0.0	1	0	0.0	111	6	5.4
37	404	多度津町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	14	11.7
37	406	まんのう町										1	0	0.0	1	0	0.0	184	10	5.4

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1						調査時点コード											
		問8-1		問8-2					審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数												女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
	小計			518	434	6,154	1,842	29.9		488	435	6,067	1,802	29.7	93	62	629	98	15.6	393	59	15.0	405	59	14.6									
37	201	高松市	44.0	2027年3月	104	101	1,414	550	38.9	・法律により設置されている審議会・条例、要綱等により設置されている懇談会、会議等	67	65	877	338	38.5	6	5	45	12	26.7	50	6	12.0	51	6	11.8	1		1		1			
37	202	丸亀市	45.0	2027年3月	52	51	603	260	43.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会等、丸亀市附属機関設置条例・個別条例に基づく審議会等、政令に基づく規則により設置したもの	46	46	568	252	44.4	6	5	35	8	22.9	28	11	39.3	29	11	37.9	1		1		1			
37	203	坂出市	30.0	2026年3月	31	26	349	74	21.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	31	26	349	74	21.2	6	5	43	6	14.0	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1			
37	204	善通寺市	40.0	2028年3月	28	28	225	67	29.8	条例・規則等により設置されている審議会	28	28	225	67	29.8	6	6	35	10	28.6	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1			
37	205	観音寺市	30.0	2024年3月	51	36	570	131	23.0	法律若しくはそれに基づく政令または条例に基づき設置されている審議会等(広域除く)	51	36	570	131	23.0	6	4	37	4	10.8	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1			
37	206	さぬき市	35.0	2024年4月	56	39	490	155	31.6	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づくもの	26	24	297	104	35.0	5	3	62	8	12.9	34	9	26.5	35	9	25.7	1		1		1			
37	207	東かがわ市	35.0	2027年3月	33	33	353	130	36.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会	33	33	353	130	36.8	5	3	31	6	19.4	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1			
37	208	三豊市	30.0	2028年3月	47	38	735	191	26.0	法令・条例に基づく審議会・各種委員会	41	34	695	185	26.6	6	4	40	6	15.0	15	5	33.3	16	5	31.3	1		1		1			
37	322	土庄町	50.0	2024年3月	39	14	418	32	7.7	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会・審議会等、土庄町条例、規則及び要綱により設置されている委員会・審議会等	21	14	249	32	12.9	6	1	43	4	9.3	31	5	16.1	31	5	16.1	1		1		1			
37	324	小豆島町	23.0	2026年3月	19	16	264	69	26.1	条例で定めている委員会・審議会など	18	15	235	63	26.8	5	4	28	4	14.3	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1			
37	341	三木町								18	15	221	61	27.6	5	1	48	1	2.1	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1				
37	364	直島町								9	9	86	19	22.1	5	4	20	6	30.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1				
37	386	宇多津町	30.0	2028年3月	23	20	238	68	28.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	21	18	204	48	23.5	5	3	21	4	19.0	21	4	19.0	22	4	18.2	1		1		1			
37	387	綾川町	30.0	2023年3月	18	16	304	65	21.4	地方自治法第180条の5及び202条の3	18	16	304	65	21.4	5	3	52	6	11.5	26	3	11.5	26	3	11.5	1		1		1			
37	403	琴平町								19	16	158	36	22.8	5	3	26	3	11.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1				
37	404	多度津町	30.0	2026年3月	17	16	191	50	26.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	21	21	258	63	24.4	5	3	27	3	11.1	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1			
37	406	まんのう町								12	11	171	39	22.8	5	4	32	6	18.8	25	1	4.0	25	1	4.0	1		1		1				

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況			問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況			(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)														
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)													
													8	8	247	95	38.5	1	1	4	1	25.0																
		高松市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		丸亀市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		坂出市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		善通寺市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		観音寺市											2	2	80	28	35.0	0	0	0	0	0.0																
		さぬき市											1	1	45	20	44.4	0	0	0	0	0.0																
		東かがわ市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		三豊市											0	0	0	0	0.0	1	1	4	1	25.0																
		土庄町											2	2	35	10	28.6	0	0	0	0	0.0																
		小豆島町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		三木町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		直島町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		宇多津町											2	2	34	20	58.8	0	0	0	0	0.0																
		綾川町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		琴平町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																
		多度津町											1	1	53	17	32.1	0	0	0	0	0.0																
		まんのう町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5							
		管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他						
					管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数	女性比率(%)																		課長相当職	うち女性数			女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数
37	201	高松市	208	29	13.9	126	14	11.1	19	3	15.8	12	3	25.0	57	13	22.8	29	4	13.8	132	13	9.8	85	7	8.2	284	69	24.3	155	21	13.5	953	308	32.3	445	133	29.9	1	9	1	11.1	3	0	0.0	1
37	202	丸亀市	62	11	17.7	51	11	21.6	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	50	8	16.0	39	8	20.5	90	32	35.6	58	19	32.8	109	51	46.8	68	34	50.0	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
37	203	坂出市	90	12	13.3	44	9	20.5	32	3	9.4	9	1	11.1	2	0	0.0	1	0	0.0	56	9	16.1	34	8	23.5	102	40	39.2	58	20	34.5	134	53	39.6	81	28	34.6	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1
37	204	善通寺市	45	11	24.4	32	4	12.5	7	0	0.0	6	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	37	11	29.7	26	4	15.4	50	17	34.0	38	12	31.6	62	22	35.5	45	15	33.3	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1
37	205	観音寺市	45	3	6.7	45	3	6.7	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	3	8.3	36	3	8.3	116	63	54.3	72	29	40.3	99	61	61.6	55	23	41.8	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1
37	206	さぬき市	68	18	26.5	40	6	15.0	11	1	9.1	7	1	14.3	3	0	0.0	0	0	0.0	54	17	31.5	33	5	15.2	276	160	58.0	117	45	38.5	183	129	70.5	57	23	40.4	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1
37	207	東かがわ市	29	9	31.0	24	6	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	8	32.0	20	5	25.0	120	52	43.3	79	27	34.2	88	47	53.4	50	15	30.0	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1
37	208	三豊市	61	16	26.2	49	10	20.4	12	1	8.3	10	1	10.0	6	1	16.7	2	0	0.0	43	14	32.6	37	9	24.3	199	91	45.7	144	40	27.8	140	85	60.7	80	29	36.3	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1
37	322	土庄町	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	3	25.0	12	3	25.0	20	2	10.0	20	2	10.0	28	7	25.0	28	7	25.0	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1
37	324	小豆島町	24	3	12.5	21	3	14.3	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	3	13.0	20	3	15.0	14	3	21.4	13	3	23.1	71	24	33.8	59	18	30.5	1	1	0	0.0	1	0	0.0	1
37	341	三木町	20	3	15.0	19	3	15.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	3	15.0	19	3	15.8	58	25	43.1	45	15	33.3	58	26	44.8	35	6	17.1	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
37	364	直島町	12	3	25.0	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	3	25.0	11	2	18.2	17	8	47.1	17	8	47.1	28	14	50.0	15	2	13.3	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
37	386	宇多津町	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	2	20.0	10	2	20.0	18	11	61.1	14	7	50.0	21	7	33.3	16	3	18.8	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1
37	387	綾川町	27	5	18.5	17	3	17.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	5	18.5	17	3	17.6	25	13	52.0	21	9	42.9	63	30	47.6	60	27	45.0	1	12	5	41.7	2	0	0.0	1
37	403	琴平町	15	2	13.3	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	2	13.3	15	2	13.3	15	3	20.0	15	3	20.0	13	5	38.5	11	4	36.4	1	4	1	25.0	2	1	50.0	1
37	404	多度津町	15	3	20.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	3	20.0	12	3	25.0	37	8	21.6	24	4	16.7	43	13	30.2	21	4	19.0	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
37	406	まんのう町	17	1	5.9	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	1	5.9	15	1	6.7	28	6	21.4	25	5	20.0	42	10	23.8	33	8	24.2	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	12	1の合計	17	0	16		1		15	15	15	15	14	12	
				2	2の合計	0	10	1		15		2	2	2	2	3	3	
				0	3の合計	0	6			1		0	0	0	0	0	0	
				3	4の合計	0	1					0	0	0	0	0	1	
37	201	高松市	高松市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 略 2 職員は、旧姓の使用又は中止に関し届け出をしようとするときは、特に定めるもののほか市長あてとし、所属長を経て人事課長に提出しなければならない。	高松市議会	1	2	1	高松市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。 第3条の2 4 前2条の規定にかかわらず、議員が任期中の連続する2回の定例会並びに当該2回の定例会の間に開かれる市議会の会議及び委員会のすべてを欠席したときは、その者には、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。	1	1	1	1	1	1	1
37	202	丸亀市	丸亀市職員の旧姓使用に関する規定 第2条第1項 職員は、任命権者に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、職員の呼称または軽易な文書(以下「文書等」という。)で職務遂行上若しくは事務処理上において、旧姓を使用することができる。	丸亀市議会	1	2	1	丸亀市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
37	203	坂出市	坂出市職員の旧姓使用に関する要綱 第5条 前条第1項の規定による通知を受けた職員は、専ら職員の間で使用している文書、職員の呼称または軽易な文書で職務遂行上若しくは事務処理上支障がないと認められるものにおいて、旧姓を使用することができる。	坂出市議会	1	3	1	坂出市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
37	204	善通寺市		善通寺市議会	1	3	1	善通寺市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
37	205	観音寺市	観音寺市職員の旧姓使用に関する規程 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	観音寺市議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
37	206	さぬき市	1	さぬき市議会	1	3	1	さぬき市議会会議規則 第1章 会議 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	3	報酬の不支給規定はあるが、休暇の期間についてのみ規定している	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7									
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				議会名	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
37	206	さぬき市	別表第1(第2条関係) 基準 文書等の種類の例 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもの 職場での呼称 職員録 名札 事務分掌表 産席配置図 名刺 庁内電子メールに用いるユーザー名 庁内回覧文書 復命書 事務引継書 表彰状 出勤簿 休暇簿 各種休暇届 欠勤届 事故等報告書 旅行命令簿 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿 週休日の振替等命令簿 職務専念義務免除承認申請書 自己申告書 人事異動内示 職員異動広報 照会・回答文書 その他任命権者が適当と認めるもの 別表第2(第2条関係) 基準 文書等の種類の例 (1) 職員の身分に係るもの 身分証明書 身分証 徴収票 在職証明書 辞令書 人事記録簿 宣誓書 退職願 (2) 公権力の行使に係るもの 徴収、立入検査等法令に基づく行政処分に関する文書 その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 (3) 職員の権利及び義務に係る文書で、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 市に対する債権(給与、旅費等)及び債務に関するもの 共済組合及び互助会に関するもの 公務災害関係書類 (4) 私人との法律上の関係を発生させるもの 契約書 入札執行通知書 (5) その他任命権者が特に指定するもの 起案文書																	
37	207	東かがわ市	4	東かがわ市議会	1	2	1	東かがわ市議会議規則	2	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	
37	208	三豊市	1	三豊市議会	1	3	1	三豊市議会議規則	2	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	1
37	322	土庄町	4	土庄町議会	1	3	1	土庄町議会議規則(平成3年土庄町議会規則第1号)	2	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7												
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)													
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
37	324	小豆島町	1	小豆島町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて必要な事項を定めるものである。	小豆島町議会	1	3	1	小豆島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
37	341	三木町	4		三木町議会	1	2	1	三木町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
37	364	直島町	1	直島町職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第一条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	直島町議会	1	2	1	直島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員が前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
37	386	宇多津町	1	宇多津町職員旧姓使用取扱要綱 (第4条)町長は、職員から前条の申請があったときは、旧姓を使用することにつき審査のうえ、承認する場合には、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、その旨を所属長を経由して当該職員に通知しなければならない。	宇多津町議会	1	2	1	宇多津町議会会議規則 (第2条第2項)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
37	387	綾川町	1	綾川町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた職員について、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。 2前項の職員のうち、綾川町の一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規定(平成25年綾川町訓令第1号)第2条に定める職員については、適用しない。(旧姓を使用することができる文書等)	綾川町議会	1	2	1	綾川町議会会議規則 第2条 第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
37	403	琴平町	1	琴平町職員旧姓使用取扱要綱 第9条 附則2 この訓令の施行日前に戸籍上の氏を改めた職員が、旧姓の使用を希望する場合は、第3条の承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。	琴平町議会	1	2	1	琴平町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	2							
37	404	多度津町	2		多度津町議会	1	2	1	多度津町議会会議規則 第2条 2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することが出来る。	2							1	1	1	1	1	1	
37	406	まんのう町	1	まんのう町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	まんのう町議会	1	2	1	まんのう町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道	市区町村	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント(規定)がある倫理防規正 2. ハラスメントを放置している 3. その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定はありますか。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定はありますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
		0	0	2			5	2	2	0		1				
		0	3	2	1	0	1	3	0	0		13				
		0	0	12			10	1	14	0		2				
		16	13							16						
37	201 高松市	4	4	3			1	3	3	1	高松市議会議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、高松市議会議員(以下「議員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議会活動に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	1	「高松市地域防災計画」 (趣旨) 第1条 「高松市地域防災計画」 5 防災への女性の参画について 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとします。(一般編P13) ・高松災害ボランティア連絡会、高松市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、ボランティア団体及びNPO等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時において協定による災害ボランティアセンターの設置など、ボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。 ・関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。 また、高松災害ボランティア連絡会、ボランティア団体及びNPO等との連携により、災害時のボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。 ・災害が発生したとき、速やかに高松災害ボランティア連絡会、高松市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。 ・ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。 ・ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供に努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。 ・災害ボランティアセンターからの要請に基づき職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援を行う。			
37	202 丸亀市	4	4	3			1	3	3	4		2				
37	203 坂出市	4	4	3			3		3	4		2				
37	204 善通寺市	4	2	3			3		3	4		2				
37	205 観音寺市	4	4	3			1	1	3	4		2				
37	206 さぬき市	4	4	3			3		3	4		2				
37	207 東かがわ市	4	4	3			3		3	4		3				
37	208 三豊市	4	4	1	1		1	2	3	4		2				
						三豊市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)、(2) 略 (3) 市が行う許可、認可又は請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約に関し、特定の企業又は団体のための不正な許認可又は契約をすよう働きかけないこと。 (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該議員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。 (5) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。 (6) 以下略										
37	322 土庄町	4	4	3			3		3	4		2				
37	324 小豆島町	4	2	2			3		1	4		2				
37	341 三木町	4	4	3			3		3	4		2				

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関係するハラスメント(等)が定められている倫理防規禁止 2. 議員向け研修を設けて相対窓に口開 3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
37364	直島町	4	4	3				3		3	4	1	直島町地域防災計画(令和元年度版) 【一般対策編】第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画 7 避難所の運営(指揮管理部・福祉部) ※福祉部(住民福祉課、教育委員会) (6) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザー配布等の避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。		
37386	宇多津町	4	4	3				3		3	4	2			
37387	綾川町	4	4	3				1		1	4	3			
37403	峰平町	4	4	2				2		2	4	2			
37404	多度津町	4	2	3				3		3	4	2			
37406	まんのう町	4	4	1		3		1	2	3	4	2			